

規則

埼玉県規則の本則における押印及び署名の規定の整備に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十号

埼玉県規則の本則における押印及び署名の規定の整備に関する規則

(埼玉県森林審議会規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「署名し、又は記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

- 一 埼玉県森林審議会規則（平成十四年埼玉県規則第八十三号）第六条第二項
- 二 埼玉県社会福祉審議会規則（平成十四年埼玉県規則第一百七号）第十条第二項
- 三 埼玉県消費生活審議会規則（平成十五年埼玉県規則第七十八号）第八条第二項
- 四 埼玉県感染症診査協議会規則（平成十五年埼玉県規則第九十四号）第八条第二項
- 五 埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）第十条第二項
- 六 埼玉県開発審査会規則（平成十七年埼玉県規則第五百号）第九条第二項
- 七 埼玉県建築審査会規則（平成十七年埼玉県規則第二百二十四号）第八条第二項
- 八 埼玉県宅地建物取引業審議会規則（平成十七年埼玉県規則第三百三十五号）第七条第二項
- 九 埼玉県障害者施策推進協議会規則（平成十七年埼玉県規則第四百二十二号）第九条第二項
- 十 埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年埼玉県規則第二十八号）第五条第二項
- 十一 埼玉県男女共同参画審議会規則（平成十八年埼玉県規則第七十七号）第九条第二項
- 十二 埼玉県固定資産評価審議会規則（平成二十年埼玉県規則第三十二号）第七条第二項
- 十三 埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会規則（平成二十一年埼玉県規則第六十四号）第八条第二項
- 十四 埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則（平成二十四年埼玉県規則第十一号）第五条第二項

十五 埼玉県水防協議会規則（平成二十六年埼玉県規則第二号）第八条第二項
十六 埼玉県指定難病審査会規則（平成二十六年埼玉県規則第八十四号）第六条第二項

十七 埼玉県小児慢性特定疾病審査会規則（平成二十六年埼玉県規則第九十五号）第六条第二項

十八 埼玉県スポーツ推進審議会規則（平成二十七年埼玉県規則第四十九号）第八条第二項

十九 埼玉県がん登録審議会規則（平成三十年埼玉県規則第三十一号）第八条第二項

二十 埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会規則（令和二年埼玉県規則第三十三号）第九条第二項

（埼玉県都市計画公聴会規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の規定中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

一 埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第十二条第二項

二 埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）第九条

三 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）第八条

四 埼玉県森林法施行細則（平成十二年埼玉県規則第八十九号）第八条第十項

五 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成十二年埼玉県規則第四百十六号）第二条第十項

六 埼玉県国土利用計画審議会規則（平成十四年埼玉県規則第八十一号）第七条第二項

七 埼玉県土地収用事業認定審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十一号）第九条第二項

八 埼玉県環境審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十三号）第十条第二項

九 埼玉県公衆浴場入浴料金審議会規則（平成十五年埼玉県規則第十二号）第八条第二項

十 埼玉県園芸振興審議会規則（平成十五年埼玉県規則第十三号）第七条第二項

十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）第一条第十一項

十二 埼玉県畜産協議会規則（平成十五年埼玉県規則第一百七号）第八条第二項

十三 埼玉県公害審査会規則（平成十五年埼玉県規則第三百三十六号）第六条第二項

十四 埼玉県環境影響評価技術審議会規則（平成十六年埼玉県規則第十四号）第九条第二項

十五 埼玉県種苗審議会規則（平成十六年埼玉県規則第六十三号）第八条第二項

十六 埼玉県水源地域保全条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第三十四号）

第四条第十項

（埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる規則の規定中「署名押印」を「署名」に改める。

一 埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則（昭和六十年埼玉県規則第五十一号）第二条第二項第一号

二 埼玉県特定の民間再開発事業認定規則（平成四年埼玉県規則第一号）第二条第二項第一号

三 埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十八条第三項

（埼玉県聴聞規則及び職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部改正）

第四条 次に掲げる規則の規定中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

一 埼玉県聴聞規則（平成六年埼玉県規則第七十六号）第十一条第一項及び第三項

二 職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第七十八号）第十二条第一項及び第三項

（埼玉県道路占用規則の一部改正）

第五条 埼玉県道路占用規則（昭和二十八年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「連署して」を「共に記名して」に改める。

（基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則の一部改正）

第六条 基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則（昭和三十年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「押印する」を「記名する」に改める。

（埼玉県母子家庭等年少者の身元保証に関する条例施行規則の一部改正）

第七条 埼玉県母子家庭等年少者の身元保証に関する条例施行規則（昭和三十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「連署」を「と共に記名」に改める。

（埼玉県災害救助法施行細則の一部改正）

第八条 埼玉県災害救助法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「署名及び押印して」を「記名して」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第九条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

（埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正）

第十条 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第七条中「押印するとともに、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。